

社会福祉法人やまゆり福祉会職員資格取得助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、職員が職務上必要と認められる資格取得のための受験に要する費用の一部を助成することにより、自己啓発への取り組みを支援し、職員の資質向上に役立て、もって、福祉サービスの向上に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 助成の対象は、やまゆり福祉会常用職員就業規則及び同福祉会有期契約職員就業規則で規定する職員とし、当法人での就業経験1年以上の者とする。

（助成の対象資格）

第3条 助成の対象となる資格は、法令に基づく国家資格又は公的な資格（以下「公的資格」という。）で職務遂行上有用と認められる次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉士国家試験
- (2) 介護福祉士国家試験
- (3) 精神保健福祉士国家試験

2 前項に掲げるもののほか、理事長が職務遂行上特に必要と認める公的資格

（助成の額）

第4条 助成金の額は、公的資格を取得するための受験料に2分の1を乗じて得た金額とし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。

（助成の適用）

第5条 本助成を受けようとする職員は、同一の公的資格につき2回まで申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは2回を超えて助成の申請をすることができる。

（助成の申請）

第6条 助成金の申請は、会計年度ごとに一人1件までとする。

2 助成金を希望する職員は、資格取得助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 公的資格取得のための受験料領収書の写し
- (2) 公的資格受験結果通知書（合格証又は不合格証）の写し
- (3) その他理事長が必要と認めるもの

3 助成金の申請は、受験料納付年度から3年以内の年度末までとし、期間経過後は申請できないものとする。

(助成金の決定)

第7条 理事長は、申請書の提出があったときは、第1条の目的に照らし、適否を決定し、資格取得助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者へ通知するものとする。
この場合、不交付となったときは、その理由を付して通知するものとする。

(助成決定の取り消し)

第8条 理事長は、本事業の助成決定者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部を取り消し、又は返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) その他助成することが不相当と認められる不正があったとき。

2 前項に規定する助成金の返還に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年4月1日以降に実施された公的資格の受験に係るものから適用する。